若者のための居場所登録制度実施要綱に基づく居場所の定め

　若者のための居場所登録制度要綱第３条（１）の規定により、知事が定める居場所を次のように定める。

平成２９年１０月３１日

|  |  |
| --- | --- |
| 種類 | 特徴 |
| フリースペースタイプ | 団体等の施設や空間を利用し、若者が自由に過ごすことができるタイプ。自習スペースがあったり、ゲームや図書を自由に利用できたり、気軽な過ごし方が可能な場所。 |
| 併設タイプ | カウンセリングや専門的な支援の提供にあわせて、居場所を提供するタイプ。大学のカウンセリングルームや診療所などに併設される居場所。 |
| プログラム提供タイプ | ボランティア活動や体験活動、イベントなどのプログラムを提供するタイプ。農作業やパソコンといった訓練、学力定着のための学習、趣味の活動などが可能な場所。 |
| 地域活動タイプ | 子どもや高齢者等を対象に居場所活動を行っており、若者の利用も可能なタイプ。居場所として利用するだけでなく、活動のお手伝いに挑戦することができる。 |

若者のための居場所登録制度実施要綱

（目的）

第１条　この要綱は、ひきこもり等社会生活を円滑に営む上での困難を有する若者の問題が深刻な状況にあることを踏まえ、安心して過ごすことができる場所や他者とのつながりの機会等を提供する団体、施設、事業所等（以下「団体等」という。）を、若者のための居場所（以下「居場所」という。）として登録することにより、若者が地域において孤立することを防ぎ、若者の健やかな育ちに資することを目的とする。

（対象団体等）

第２条　県内に活動拠点を有し、事業活動を行う団体等を対象とする。

（登録の要件）

第３条　居場所の登録は、次に掲げる要件のいずれにも該当する場合に行うものとする。

（１）ひきこもり等社会生活を円滑に営む上での困難を有する若者に対して、知事が別に定める居場所を提供すること。

（２）継続的な活動を行うものであること。

（３）無料又は低額な料金によって居場所を利用できること。居場所の利用にあたって料金が必要な場合は、その料金を利用者に明示すること。

（４）活動を担う者が子ども・若者の支援に必要な知識の習得に努めること。

（５）必要に応じて、奈良県ひきこもり相談窓口等の行政機関、その他の団体等との連携が可能なものであること。

（６）宗教や政治を主たる目的とした活動を行うものでないこと。

（７）暴力団又は暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体等でないこと。

（８）その他、居場所として登録すべきでない特段の事情がないこと。

（登録の申請）

第４条　登録を受けようとする団体等（以下「申請団体等」という。）は、登録申請書（第１号様式）を知事に提出しなければならない。

（確認）

第５条　知事は、前条に規定する申請に対し、申請団体等が第３条の登録要件を満たしているか確認を行う。

２　知事は、必要に応じてモニターを派遣して確認することができる。

３　申請団体等は、前項のモニターの派遣があった場合は、受け入れることとする。

４　モニターの派遣に関して必要な事項は別に定める。

（登録）

第６条　知事は、申請団体等が登録要件を満たしていると判断できるときは、居場所の登録を行うものとする。

（登録証の交付）

第７条　知事は、登録を受けた団体等（以下「登録団体等」という。）に対して、登録証（第２号様式）を交付するものとする。

（活動等についての照会）

第８条　知事は、登録団体等に対して、必要に応じて居場所の実施の計画又は結果について照会できるものとする。

（登録の有効期間）

第９条　登録は、２年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

（登録の更新申請）

第１０条　登録団体等が、登録の有効期間満了に際し、引き続き登録を受けようとする場合は、有効期間満了日の１か月前までに、登録申請書（第１号様式）を知事に提出するものとする。

２　本申請に対する処理については、第４条から第７条までの規定を準用する。

（変更の届け出）

第１１条　登録団体等は、登録申請書の記載事項に変更があったときは、速やかに変更届出書（第３号様式）によりその旨を知事に届け出るものとする。

（登録の取り消し）

第１２条　登録団体等が第３条の登録要件を満たさなくなったとき、本制度の趣旨に反する行為をしたとき、又は、登録団体等から登録廃止届（第４号様式）が提出されたときは、知事はその登録を取り消すことができる。取り消したときは、当該登録団体等に対してその旨を通知する。

２　前項の規定により、登録の取り消しを受けた団体等は第７条の登録証を返却するものとする。

（居場所の公表）

第１３条　知事は、居場所の名称等を公開するものとする。

（所掌）

第１４条　この登録制度に関する事務は、奈良県くらし創造部青少年・社会活動推進課で所掌する。

（その他の事項）

第１５条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定める。

　　　附　則

　この要綱は、平成２９年１０月３１日から施行する。